

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より神奈川県内町村の発展のため、ご尽力賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度税制改正については、与党の税制調査会において、12月上旬の『大綱』決定に向けて、11月下旬から本格的な議論が開始される予定であります。

その中で、特に、ゴルフ場利用税の存廃や償却資産に係る固定資産税の軽減措置の在り方、さらには森林環境税（仮称）の実現が、大きな論点となることが見込まれます。

とりわけ、ゴルフ場利用税については、超党派ゴルフ議員連盟が廃止を求める決議を行ったほか、2020年の東京オリンピック開催を控え、関係業界が廃止に向けた動きを活発化させるなど、極めて厳しい情勢となっております。

ご承知のとおり、ゴルフ場利用税は、税収の約7割が市町村に交付され、ゴルフ場所在市町村のゴルフ場特有の行政需要に対応するうえで貴重な財源であり、また、償却資産に係る固定資産税は、工場等が立地する町村にとって基幹的な税であり、ともに財政基盤が脆弱な町村の財政に与える減収影響は看過できないものであります。

加えて、森林環境税（仮称）は、平成29年度税制改正大綱において「平成30年度税制改正において結論を得る」とされたことから、今後検討が行われるところでありますが、市町村が主体となって実施する森林整備に必要な財源確保の観点から、「全国森林環境税」を創設することは不可欠であります。

つきましては、今後の税制改正の検討にあたっては、町村税財源の確保により、財政基盤の強化を図るために、別紙事項の実現をはかれるよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

平成29年11月27日

自民党・公明党

県内選出国會議員 様

神奈川県町村会 会長

湯河原町長 富田 幸宏

平成30年度税制改正に関する緊急要望

○全国森林環境税の実現

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を、平成30年度税制改正において、確実に実現すること。

○ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

○固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、28年度において設けられた時限的な軽減措置が一部拡大されたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、なし崩し的な対象拡大や期間延長は行わないこと。